

平成20年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成20年12月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	19	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君
	28	番	石	崎	勝	三	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 6 号

平 成 2 0 年 1 2 月 1 6 日 ( 火 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 請 願 第 20-7 号 J R 不 採 用 事 件 の 早 期 解 決 に 向 け た 意 見 書 採 択 の 要 請 に つ い て  
( 請 願 )

日 程 第 3 議 案 第 79 号 笠 間 市 職 員 の 公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を  
改 正 す る 条 例 に つ い て

- 議案第80号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例及び笠間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 笠間市下水道審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 筑北環境衛生組合理約の変更について
- 議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第85号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第86号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第87号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第88号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第89号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第90号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第91号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第92号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第93号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第94号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)

日程第4 議員提出議案第3号 地方議会議員年金制度に関する意見書について

日程第5 議長の辞職の件について

日程第6 副議長の辞職の件について

日程第7 常任委員会委員の選任について

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

日程第9 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

日程第10 笠間地方広域事務組合議会議員選挙について

日程第11 笠間・水戸環境組合議会議員選挙について

日程第12 茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について

日程第13 筑北環境衛生組合議会議員選挙について

日程第14 農業委員の推薦の件について

日程第15 議案第95号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

追加日程

日程第16 委員会提出議案第5号 JR不採用事件の早期解決を求める意見書について

日程第17 議長選挙について

日程第18 副議長選挙について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 請願第20-7号 JR不採用事件の早期解決に向けた意見書採択の要請について(請願)

日程第3 議案第79号 笠間市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例及び笠間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 笠間市下水道審議会条例の一部を改正する条例について

議案第83号 筑北環境衛生組合格約の変更について

議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合格約の変更に関する協議について

議案第85号 市道路線の廃止及び認定について

議案第86号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第3号)

議案第87号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第88号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第89号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第90号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第91号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第92号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第3号)

議案第93号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第2号)

議案第94号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)

日程第4 議員提出議案第3号 地方議会議員年金制度に関する意見書について

追加日程第16 委員会提出議案第5号 JR不採用事件の早期解決を求める意見書について

日程第5 議長の辞職の件について

追加日程第17 議長選挙について

日程第6 副議長の辞職の件について

追加日程第18 副議長選挙について

日程第7 常任委員会委員の選任について

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

日程第9 水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

日程第10 笠間地方広域事務組合議会議員選挙について

- 日程第11 笠間・水戸環境組合議会議員選挙について  
日程第12 茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について  
日程第13 筑北環境衛生組合議会議員選挙について  
日程第14 農業委員の推薦の件について  
日程第15 議案第95号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、23番小園江一三君、24番須藤勝雄君を指名いたします。

---

請願第20 - 7号 JR不採用事件の早期解決に向けた意見書採択の要請について  
(請願)

議長（石崎勝三君） 日程第2、請願第20 - 7号 JR不採用事件の早期解決に向けた意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

この請願につきましては、所管委員会の審査が終了しておりますので、委員長から委員

会の審査の経過と結果についてご報告を求めます。

総務委員会委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長（海老澤 勝君） 今期市議会定例会において、総務委員会に付託になりました請願について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月8日に委員会を開催し、請願第20 - 7号 JR不採用事件の早期解決に向けた意見書採択の要請について（請願）の審査を行いました。

当請願は、昭和62年の国鉄分割・民営化に伴うJR不採用問題が未解決のまま長期化しており、不採用となっている当時の職員も高齢化しているため、人道的にも早期に問題解決をする必要がある。よって、政府関係機関に対し、不採用問題の早期解決を図られるよう要請するというものであります。

当委員会といたしましては、本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致により採択すべきものと決定した次第であります。

議員各位におかれましても、趣旨をご理解の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

議長（石崎勝三君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

議案第79号 笠間市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例及び笠間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 笠間市下水道審議会条例の一部を改正する条例について

議案第83号 筑北環境衛生組合規約の変更について

- 議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について  
議案第85号 市道路線の廃止及び認定について  
議案第86号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第3号)  
議案第87号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第88号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議案第89号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第90号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第91号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第92号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第3号)  
議案第93号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第2号)  
議案第94号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)

議長(石崎勝三君) 日程第3、議案第79号 笠間市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてないし議案第94号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)の16件を一括議題といたします。

まず、各常任委員会の委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長より報告を願います。

委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長(海老澤 勝君) 今期市議会定例会において、総務委員会に付託になりました案件について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月8日午前10時から、第1委員会室において、委員6名のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

議案第79号 笠間市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

質疑は、特にありませんでした。

次に、議案第80号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、笠間市人権教育推進協議会委員の名称変更及び福祉事務所嘱託医の報酬額の変更、並びに笠間市まちづくり交付金評価委員会委員及び笠間市農業振興地域整備促進協議会委員を加えるものであります。

質疑は、新たに設置される笠間市まちづくり交付金評価委員会及び笠間市農業振興地域整備促進協議会の委員構成はどのようになるのかとの質疑がなされました。

次に、議案第81号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例及び笠間市議会の議員の

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

質疑は、「報酬」から「議員報酬」に改正され、具体的に変わったところはどのような点かとの質疑がなされました。

次に、議案第86号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、所管課ごとに説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑につきましては、消防団詰所建設工事の内容と入札対象となった工事の範囲は、歳入で地域活性化交付金の用途は何か、自主防災組織活動育成補助の選定基準はどのようになっているか、自主防災組織の認定要件は、財政調整基金の現在高は、市立病院のインフルエンザへの対応のための防護服購入は鳥インフルエンザへのためのものか、などの質疑が交わされました。

審査の結果、総務委員会に付託になった議案第79号 笠間市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第81号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例及び笠間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第86号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち総務委員会付託の4議案、すべて全会一致をもって可決すべきものとしたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、文教厚生委員会委員長より報告を願います。

委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 命によりまして、文教厚生委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会におきまして、文教厚生委員会に付託になりました議案につきまして、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、12月9日午前10時から、第2委員会室におきまして、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

当委員会に付託されました案件は、筑北環境衛生組合規約の変更について、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について及び補正予算5件の審査でありました。

なお、主な質疑といたしましては、学校給食の食材値上がりの影響、障害者自立支援給付金の内容、岩間中学校施設整備事業の継続費補正の内容、給食調理業務委託の今後の見通しなどでありました。

審査の結果、付託されました全議案につきまして、全会一致によりまして原案のとおり



可決すべきものと決定をした次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、産業経済委員会委員長より報告を願います。

委員長上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君） 命によりまして、産業経済委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において、産業経済委員会に付託になりました議案につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月9日午前10時から、第3委員会室において、委員7名のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

ここに、その付託された議案第86号 平成20年度一般会計補正予算（第3号）についての審査経過並びに結果を申し上げます。

内容については、森林湖沼環境税による身近なみどり整備推進事業、子どもの森づくり推進事業、グリーンツーリズム実践団体支援事業費などの補助金及び埋蔵文化財調査変更等に伴う道路改良受託事業収入の減、また中心市街地活性化事業、北関東自動車道開通のキャンペーン経費、県営畑地帯総合整備事業の負担割合確定によるものなどが主なものでございます。

質疑では、グリーンツーリズム実践団体支援事業の内容、森林湖沼環境税で実施する間伐事業、子どもの森づくり事業の内容、北関東自動車道開通のキャンペーンについてなどの質疑がなされました。

審査の結果、産業経済委員会へ付託された平成20年度一般会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、土木建設委員会委員長より報告を願います。

委員長常井好美君。

〔土木建設委員長 常井好美君登壇〕

土木建設委員長（常井好美君） ご報告申し上げます。

今期定例会において、土木建設委員会に付託になりました議案につきまして、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、12月8日午前10時から、第4委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

当委員会に付託された案件は、議案第82号 笠間市下水道審議会条例の一部を改正する条例について、ほか6件の議案の審査でありました。

審査の経過と結果を申し上げます。

議案第82号 笠間市下水道審議会条例の一部を改正する条例については、審議会の委員

の数を現行の15名から12名に改正するものであります。

質疑はありませんでした。

議案第85号 市道路線の廃止及び認定については、西町跨線人道橋撤去に伴う1路線の廃止と、県管理道路の移管、道路改良工事などによる4路線の認定であります。

質疑では、従来路線の位置づけ、路線の起点、終点の考え方、市へ移管される道路の整備状況などがありました。

議案第86号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第3号）については、一般会計のうち都市建設部所管の補正予算であります。

質疑では、岩間八郷線の減額の理由などがありました。

議案第90号 笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、下水道資産調査・評価業務委託料を減額するものであります。

質疑では、資産調査・評価業務の委託先についてなどがありました。

議案第91号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、資産調査・評価業務委託料、設計業務委託料などの減額が主なものであります。

質疑は、特にありませんでした。

議案第92号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第3号）並びに議案第93号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）については、浄水、配水施設の動力料の増額、固定資産除却費の減額などが主なものであります。

質疑では、施設の動力料についてなどがありました。

審査の結果、付託されました全議案について、全会一致によりまして原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。

議案第86号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第3号）に、反対の立場で討論を行います。

来年4月から新たに友小、友中の学校給食調理業務委託等実施するための予算として、債務負担行為が計上されています。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に寄与することを

目的に、教育の一環として位置づけられているもので、児童が食という体験を通して生きる力の原点を学ぶ場所であります。人件費削減のための調理業務民間委託は、専門的技術を持った調理員を非正規の低賃金不安定雇用置きかえることにつながります。児童生徒にとって、よい給食を実現するためには、調理員の専門的な技術や経験などが重要であり、その専門性を育てるには安定した労働条件は不可欠であります。

民間委託契約をする際に、法的に問題のない請負契約であるためには、請負契約の要件を満たしていなければなりません。作業完成について事業主としての財政上の責任及び法律上のすべての責任を負うものであることとなっていますが、食中毒など万が一の事故に対し、責任は市にあると答弁されました。これは請負契約と矛盾します。

請負業者は、労働者に対する業務の遂行に関する指示、その他の管理をみずから行うという職安法の要件について職安法の要件を満たすためには、自治体職員である栄養士は、調理内容に関して、委託民間業者の代表に対して一般的な指示ができるにとどまります。当該業者の個々の調理員に対して、直接に具体的な指示等を出すことはできません。

ところが、現実には、委託調理員は、自治体職員による栄養士の決定する献立に従い、自治体から提供される食材を使用して調理する。そして、栄養士の指示内容は、単なる献立にとどまらず、決められた栄養価に基づき具体的な調理方法に至るまで詳細にわたります。それは、学校給食が教育の一環と位置づけられていることから来る必然的なものです。そのため、調理の現場では、栄養士が個々の作業について細目チェックし、調理員を指揮することが不可欠です。それは、文科省体育局長通知「学校栄養職員の職務内容について」において、栄養職員の指導助言義務が明記されています。

したがって、学校の給食の受託業者が、職安法で示す労働者に対する業務の遂行に関する指示その他の業務を行うことはできません。調理員と栄養士の直接協力ができない民間委託で、よい給食はつukれないのではないのでしょうか。

学校給食調理業務の民間委託は、労働省告示第37号の規定する基準の要件を欠くもので、請負ではなく労働者派遣事業であります。派遣労働受け入れには期間の上限があり、給食現場には派遣労働はなじみません。学校給食調理業務を民間委託することは、学校給食法、職業安定法、労働者派遣法、自治法に照らし問題であると考えます。

学校給食があくまで教育の一環として位置づけられている以上、その形態は自校直営方式こそふさわしく、学校給食調理業務委託はやめるべきであり、債務負担行為に反対するものです。

議員各位におかれましては、趣旨にご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第79号 笠間市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を

改正する条例について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 笠間市議会政務調査費の交付に関する条例及び笠間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 笠間市下水道審議会条例の一部を改正する条例について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 筑北環境衛生組合規約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第85号 市道路線の廃止及び認定について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成20年度笠間市一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成20年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成20年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可

決されました。

---

議員提出議案第3号 地方議会議員年金制度に関する意見書について

議長（石崎勝三君） 日程第4、議員提出議案第3号 地方議会議員年金制度に関する意見書について議題とします。

提案者の説明を求めます。

12番海老澤 勝君。

〔12番 海老澤 勝君登壇〕

12番（海老澤 勝君） 議員提出議案第3号 地方議会議員年金制度に関する意見書についての提案理由を申し上げます。

地方議会議員年金制度は、昨年4月に掛金の引き上げ、年金給付の引き下げなどの法改正がなされましたが、平成19年度決算において200億円を越す単年度赤字となり、今後も継続的な損失金が見込まれ、積立金が減少していくなど、依然として厳しい財政状況となっています。

平成の市町村合併により年金受給者が急増し、市議会議員1人が3人の受給者を支える構造になっており、国の支援なくしては制度の維持が大変困難な状況であります。よって、地方議会議員年金制度に対し特段の措置を講じるよう、地方自治法第99条の規定により国等へ別紙意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第1項の規定により提案いたします。

提出者海老澤 勝、賛成者海老澤勝男、同じく上野 登、同じく常井好美。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明いたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） この意見書につきましては、県西市議会の中で各市議会にということだと思っておりますが、県西市議会議長会の中でどのような議論がされたか、1点だけお伺いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 事務局長に答弁させます。

議会事務局長（鈴木健二君） 休憩していただけますか。

議長（石崎勝三君） 暫時休憩します。

午前10時40分休憩

---

午前10時44分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

8番西山 猛君。

〔8番 西山 猛君登壇〕

8番（西山 猛君） 反対の立場で討論させていただきます。

職を失い、家を失い、家族を失い、こういう社会情勢の中で、市民の負託を受けた我々市議会議員が、堂々とおのれの身分のために、おのれの利害得失のために、国民をさておいて国に物を申すということに、私は本来の議会議員の姿ではない。笠間市議会の改革というのは、王道を進むべきであると私は思っております。そのような観点から、本来優先順位として、現在の国の情勢をかんがえた場合、笠間市においてもその傾向は同類であると思います。

したがって、制度を改革して、議論して意見を出す、要望をするということがあれば私は大賛成です。しかしながら、その前に、優先順位としてやるべきことが山積しているのではないかと、こう考えるところであります。したがって、私は今回のこの意見書については反対とさせていただきます。

本来であれば、各常任委員長が賛同提出者ということになっておりますので、賛同するのが筋であります。私の政治信条からすれば、少なくとも笠間市議会はこの王道を走るべきだと、改革を断行すべきであるという観点から、反対とさせていただきます。

大変申しわけありませんが、議員の賛同をよろしくお願いします。

議長（石崎勝三君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 賛成多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程追加

議長（石崎勝三君） ここでお諮りいたします。



総務委員会委員長から、議案が提出されております。

この際、日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午前 10 時 48 分休憩

---

午前 10 時 51 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

委員会提出議案第 5 号 JR 不採用事件の早期解決を求める意見書について

議長（石崎勝三君） 日程第 16、委員会提出議案第 5 号 JR 不採用事件の早期解決を求める意見書について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務委員会委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長（海老澤 勝君） 委員会提出議案第 5 号 JR 不採用事件の早期解決を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

昭和 62 年の国鉄分割・民営化に伴う JR 不採用問題は、未解決のまま長期化し、不採用となっている当事者が高齢化しています。このため、人道的見地からも早期に解決を図るよう、地方自治法第 99 条の規定により国等へ別紙意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第 14 条第 2 項の規定により総務委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会の付託がありませんので、討論を省略し、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

皆様にいろいろ支えていただきましたが、このたび議長を辞職したいので、副議長に議長辞職願を提出いたしました。よって、この席を副議長に交代しますので、よろしく願います。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 54 分休憩

午前 11 時 04 分再開

副議長（萩原瑞子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわり暫時その職務を務めさせていただきますので、よろしく願います。

議長の辞職の件について

副議長（萩原瑞子君） 日程第5、議長の辞職の件について議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定に該当しますので、石崎勝三君の退席を求めます。

〔議長 石崎勝三君退場〕

副議長（萩原瑞子君） まず、議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（鈴木健二君） 朗読します。

平成20年12月15日

笠間市議会副議長 萩原瑞子様

笠間市議会議長 石崎勝三

辞職願

このたび、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

副議長（萩原瑞子君） お諮りいたします。

石崎勝三君の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（萩原瑞子君） 起立多数です。よって、石崎勝三君の議長の辞職を許可することに決定しました。

石崎勝三君の入場を求めます。

〔28番 石崎勝三君入場〕

---

日程追加

副議長（萩原瑞子君） ただいま議長が欠員となりました。  
お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、日程第17とし、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

議長選挙について

副議長（萩原瑞子君） ご異議なしと認めます。よって、この際議長の選挙を日程に追加し、日程第17とし、直ちに選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（萩原瑞子君） ただいまの出席議員は全員です。  
投票用紙を配付させます。

副議長（萩原瑞子君） 暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

---

午前11時09分再開

副議長（萩原瑞子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（萩原瑞子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（萩原瑞子君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。他事の記載、白票は無効になります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長（鈴木健二君） それでは、議席順にお呼びいたします。

〔点呼に応じ、各員順次投票〕

1番	小磯節子	議員
2番	石田安夫	議員
3番	蛭澤幸一	議員
4番	野口 圓	議員
5番	藤枝 浩	議員
6番	鈴木裕士	議員
7番	鈴木貞夫	議員
8番	西山 猛	議員
9番	村上典男	議員
10番	石松俊雄	議員
11番	畑岡 進	議員
12番	海老澤 勝	議員
14番	中澤 猛	議員
15番	上野 登	議員
16番	横倉 きん	議員
17番	町田征久	議員
18番	大関久義	議員
19番	市村博之	議員
20番	野原義昭	議員
21番	杉山 一秀	議員
22番	柴沼 広	議員
23番	小園江 一三	議員
24番	須藤勝雄	議員
25番	竹江 浩	議員
26番	常井好美	議員
27番	海老澤勝男	議員
28番	石崎勝三	議員
13番	萩原瑞子	議員

副議長（萩原瑞子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（萩原瑞子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

開 票

副議長（萩原瑞子君） 開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番小磯節子君 27番海老澤勝男君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔1番 小磯節子君、27番 海老澤勝男君立ち会いの上開票〕

副議長（萩原瑞子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 27票

無効投票 1票

有効投票中

市 村 博 之 君 14票

中 澤 猛 君 12票

野 口 圓 君 1票

以上であります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、市村博之君が議長に当選されました。

---

当選告知

副議長（萩原瑞子君） 議長に当選されました市村博之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

議長あいさつ

副議長（萩原瑞子君） 議長市村博之君、ご登壇の上あいさつをお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

---

午前11時22分再開

副議長（萩原瑞子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔議長 市村博之君登壇〕

議長（市村博之君） ただいまは多大なご支援をいただきまして、次期議長という大役を仰せつかりました。まことにありがとうございます。

今、合併して約3年、いろいろな問題が山積しております。我々議会といたしましても、公正な運営、そして議会の権能を最大限に生かしまして皆さんの力を発揮できるように議長といたしまして務めたいと思います。

今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが、ごあいさつにかえたいと思います。よろしくお願ひいたします。（拍手）

副議長（萩原瑞子君） それでは、ご協力ありがとうございました。

議長席を議長と交代いたします。

〔副議長 萩原瑞子君退席、議長 市村博之君着席〕

議長（市村博之君） それでは、早速議長の職務を務めさせていただきたいと思ひます。

---

副議長の辞職の件について

議長（市村博之君） 日程第6、副議長の辞職の件について議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定に該当しますので、萩原瑞子君の退席を求めます。

〔副議長 萩原瑞子君退場〕

議長（市村博之君） まず、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（鈴木健二君） 朗読します。

平成20年12月15日

笠間市議会議長 石崎勝三様

笠間市議会副議長 萩原瑞子

辞職願

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長（市村博之君） お諮りいたします。

萩原瑞子君の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（市村博之君） 起立多数です。よって、萩原瑞子君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

萩原瑞子君の入場を求めます。

〔13番 萩原瑞子君入場〕

---

日程追加

議長（市村博之君） ただいま副議長が欠員となりました。  
お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程第18とし、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

副議長選挙について

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、この際副議長の選挙を日程に追加し、日程第18とし、直ちに選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（市村博之君） ただいまの出席議員は全員であります。  
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（市村博之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（市村博之君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。他事の記載、白票は無効になります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長（鈴木健二君） 議席順に申し上げます。

〔点呼に応じ、各員順次投票〕

1番	小 磯 節 子 議員
2番	石 田 安 夫 議員
3番	蛭 澤 幸 一 議員

4番	野口	圓	議員
5番	藤枝	浩	議員
6番	鈴木	裕士	議員
7番	鈴木	貞夫	議員
8番	西山	猛	議員
9番	村上	典男	議員
10番	石松	俊雄	議員
11番	畑岡	進	議員
12番	海老澤	勝	議員
13番	萩原	瑞子	議員
14番	中澤	猛	議員
15番	上野	登	議員
16番	横倉	きん	議員
17番	町田	征久	議員
18番	大関	久義	議員
20番	野原	義昭	議員
21番	杉山	一秀	議員
22番	柴沼	広	議員
23番	小園江	一三	議員
24番	須藤	勝雄	議員
25番	竹江	浩	議員
26番	常井	好美	議員
27番	海老澤	勝男	議員
28番	石崎	勝三	議員
19番	市村	博之	議員

議長（市村博之君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開 票

議長（市村博之君） 開票を行います。



開票の立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番小磯節子君、27番海老澤勝男君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔1番 小磯節子君、27番 海老澤勝男君立ち会いの上開票〕

議長（市村博之君） 暫時休憩いたします。

午前 11時39分休憩

---

午後 1時01分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番藤枝 浩君が所用のため退席いたしました。

両立会人、恐れ入りますが、演壇の前に来ていただけますか。

〔開票結果について立会人に説明〕

議長（市村博之君） 選挙の結果を報告します。

投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 26票

無効投票 2票

有効投票中

町田 征久君 13票

鈴木 裕士君 12票

石田 安夫君 1票

以上であります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、町田征久君が副議長に当選されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

18番（大関久義君） 今、立会人は説明を受けたんですけども、我々はどういう形の中で無効になったのかとか、それらがわかりませんので、説明をいただきたいと思いません。

議長（市村博之君） では、説明させます。

議会事務局長（鈴木健二君） では、私の方から申し上げます。

県の方に確認をいたしました。実は、投票中に「鈴木」というのが1票入っておったんです。鈴木議員さん2人おられますので、按分が、あるいは無効になるか、それを確認しましたところから、県の方から、最終的にこれは無効になるんだということで返事をいただきました。私、その資料持っておりますけれ、公職の候補者の何人かを確認しがたいものに該当して無効となると、こういう結論でございますので、ご了解いただきたいと思

ます。

18番（大関久義君） 下の名前まで書いてないと有効にならないという判断なんですね。

議会事務局長（鈴木健二君） はい。

18番（大関久義君） その辺のところよく説明していただかないと、わからない人が大勢いると思うので、よろしくをお願いします。

議長（市村博之君） この選挙の法定得票数は7票であります。よって、町田征久君が副議長に当選されました。

---

当選告知

議長（市村博之君） 副議長に当選されました町田征久君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

副議長あいさつ

議長（市村博之君） 副議長町田征久君、ご登壇の上ごあいさつをお願いします。

〔副議長 町田征久君登壇〕

副議長（町田征久君） 副議長に選任されました町田でございます。

今後の期間を、議長を補佐し、すばらしいまちづくりと議会づくりのために頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。（拍手）

議長（市村博之君） ここで暫時休憩といたします。

午後1時06分休憩

---

午後3時49分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

常任委員会委員の選任について

議長（市村博之君） 日程第7、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の議案により、議長において指名いたします。

総務委員会委員、文教厚生委員会委員、産業経済委員会委員及び土木建設委員会委員については、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員についてはお手元の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

議会運営委員会委員の選任について

議長（市村博之君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会運営委員会委員については、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員についてはお手元に配付しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

議長（市村博之君） 日程第9、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合格約第5条第2項の規定により議員の中から2名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することにしました。

水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に、7番鈴木貞夫君、18番大関久義君を指名い

たします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を、水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が水戸地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

---

当選告知

議長（市村博之君） ただいま当選されました方々が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

笠間地方広域事務組合議会議員選挙について

議長（市村博之君） 日程第10、笠間地方広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合同規約第5条第2項の規定により議員の中から6名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

笠間地方広域事務組合議会議員に、21番杉山一秀君、15番上野 登君、5番藤枝 浩君、13番萩原瑞子君、26番常井好美君、14番中澤 猛君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を、笠間地方広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

---

当選告知

議長（市村博之君） ただいま当選されました方々が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

笠間・水戸環境組合議会議員選挙について

議長（市村博之君） 日程第11、笠間・水戸環境組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合規約第5条第2項の規定により議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

笠間・水戸環境組合議会議員に、8番西山 猛君、10番石松俊雄君、2番石田安夫君、12番海老澤 勝君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を、笠間・水戸環境組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が笠間・水戸環境組合議会議員に当選されました。

---

当選告知

議長（市村博之君） ただいま当選されました方々が議場におられますので、会議規則第32条第1項の規定により告知いたします。

---

茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について

議長（市村博之君） 日程第12、茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙を行います。本件は、組合規約第5条第2項の規定により議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

茨城地方広域環境事務組合議会議員に、22番柴沼 広君、18番大関久義君、27番海老澤勝男君、25番竹江 浩君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を、茨城地方広域環境事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が茨城地方広域環境事務組合議会議員に当選されました。

---

当選告知

議長（市村博之君） ただいま当選されました方々が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

筑北環境衛生組合議会議員選挙について

議長（市村博之君） 日程第13、筑北環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件は、組合規約第5条第2項の規定により議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

筑北環境衛生組合議会議員に、21番杉山一秀君、7番鈴木貞夫君、2番石田安夫君、3番蛭澤幸一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を、筑北環境衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が筑北環境衛生組合議会議員に当選されました。

---

当選告知

議長（市村博之君） ただいま当選されました方々が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

農業委員の推薦の件について

議長（市村博之君） 日程第14、農業委員の推薦について議題といたします。

お諮りいたします。

このたびの議会推薦の農業委員は2人とし、いずれも議員の中から推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、このたびの議会推薦の農業委員は2人とし、議員の中から推薦することに決定いたしました。

それでは、地方自治法第117条の規定により、3番蛭澤幸一君の退席を求めます。

〔3番 蛭澤幸一君退場〕

議長（市村博之君） お諮りいたします。

蛭澤幸一君を農業委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、蛭澤幸一君を農業委員に推薦することに決定いたしました。

蛭澤幸一君の出席を求めます。

〔3番 蛭澤幸一君入場〕

議長（市村博之君） 続いて、地方自治法第117条の規定により、8番西山 猛君の退席を求めます。

〔8番 西山 猛君退場〕

議長（市村博之君） お諮りいたします。

西山 猛君を農業委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、西山 猛君を農業委員に推薦することを決定いたしました。

西山 猛君の出席を求めます。

〔8番 西山 猛君入場〕

---

議案第95号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第15、議案第95号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石崎勝三君の退席を求めます。

〔28番 石崎勝三君退場〕

議長（市村博之君） 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第95号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて



の提案理由を申し上げます。

本件は、石崎勝三氏を笠間市監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いたします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

石崎勝三君の出席を求めます。

〔28番 石崎勝三君入場〕

---

閉会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程はすべて終了し、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて平成20年第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。

長い間ご苦労さまでした。

午後4時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石崎勝三

笠間市議会副議長 萩原瑞子

笠間市議会議長 市村博之

署名議員 小園江一三

署名議員 須藤勝雄